

○吉岡町議会だよりモニター設置要綱

平成24年9月14日

議会訓令第2号

改正 平成24年11月14日議会訓令第3号

平成26年11月4日議会訓令第2号

平成28年6月17日議会訓令第1号

(設置)

第1条 議会が行う広報・広聴活動の基となる吉岡町議会の広報（以下「議会だより」という。）の企画及び編集等に関し、広く町民から意見や要望を聴取して、より内容の充実を期するため、吉岡町議会だよりモニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べること。
- (2) 地域の情報等を提供すること。
- (3) アンケート調査等に回答すること。
- (4) モニター会議に出席すること。

(委嘱)

第3条 モニターは、次の各号のいずれにも該当する者の中から議長が委嘱する。

- (1) 18歳以上の町民
- (2) 議会が行う広報・広聴活動に深い関心を持ち、かつ、公正な社会的見識を有する者
- (3) 現に吉岡町の職員でない者

(定数及び任期)

第4条 モニターの定数は16人以内とする。

2 任期は、委嘱状を交付した日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見、回答等)

第5条 モニターからの意見及び回答は、常に適正に処理及び分析を行い、議会だよりに資するものとする。

2 意見、回答又は情報等は、その公正と公平を期するため、原則としてモニターの氏名は公表しない。

(庶務)

第6条 モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月14日から施行する。

附 則 (平成24年議会訓令第3号)

この訓令は、平成24年11月15日から施行する。

附 則 (平成26年議会訓令第2号)

この訓令は、平成26年11月4日から施行する。

附 則 (平成28年議会訓令第1号)

この訓令は、平成28年6月19日から施行する。